

平成28年 第1回

長与町議会定例会会議録

平成28年 3月 2日開会

平成28年 3月22日閉会

長与町議会

平成28年第1回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成28年 3月 2日
本日の会議 平成28年 3月 2日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
係 長 細田 浩子 君 主 事 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君 建 設 部 長 森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長 松浦 篤美 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
水 道 局 長 古賀 洋 君 会 計 管 理 者 和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事 田平 俊則 君 企 画 振 興 部 理 事 大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事 近藤 徳雄 君 水 道 局 理 事 道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長 山本 昭彦 君 総 務 課 長 谷本 圭介 君
財 務 課 長 田中 一之 君 管 財 課 長 迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君 企 画 課 長 久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長 谷本 清 君 都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 濱 伸二 君 農 林 水 産 課 長 中嶋 敏純 君
福 祉 課 長 村田ゆかり 君 健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 富永 正彦 君 環 境 対 策 課 長 木島 英利 君
住 民 課 長 西平 隆邦 君 教 育 総 務 課 長 谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長 栗山 浩二 君 ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君
水 道 課 長 吉田 邦彦 君 下 水 道 課 長 道端 和彦 君
会 計 課 長 山口 利弘 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君
監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

10番 岩永 政則 議員

11番 喜々津 英世 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 11時59分

平成28年第1回長与町議会定例会

議事日程 (第1号)

平成28年 3月2日 (水)
午前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	施政方針説明	
6	—	長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会中間報告	
7	1	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	
8	2	長与町職員の退職管理に関する条例	
9	3	長与町行政不服審査会条例	
10	4	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
11	5	長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	
12	6	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
13	7	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
14	8	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
15	9	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
16	10	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
17	11	長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	
18	12	土地の取得について	
19	13	平成27年度長与町一般会計補正予算 (第4号)	
20	14	平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	
21	15	平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	
22	16	平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)	

平成28年第1回長与町議会定例会会期日程

◎ 会 期 3月2日(水) ～ 3月22日(火) 21日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
3	2	水	9:30	本会議	議長報告、行政報告、施政方針説明 議案上程(提案理由説明)
					(議案調査) (全員協議会)
	3	木	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 岩永議員・吉岡議員 (午後) 饗庭議員・河野議員・西岡議員
	4	金	9:30	本会議	一般質問(5名) (午前) 分部議員・浦川議員 (午後) 山口議員・堤議員・金子議員
	5	土	—	休 会	
	6	日	—	休 会	
	7	月	9:30	本会議	一般質問(2名) (午前) 安部議員・中村議員 議案に対する質疑・採決(委員会付託以外の議案) 議案に対する質疑・付託(委員会付託議案)
	8	火	9:30	委員会	付託案件審査
	9	水	9:30	委員会	付託案件審査
	10	木	9:30	委員会	付託案件審査
	11	金	9:30	委員会	付託案件審査
	12	土	—	休 会	
	13	日	—	休 会	
	14	月	9:30	委員会	付託案件審査
	15	火	9:30	委員会	付託案件審査
	16	水	9:30	委員会	付託案件審査
	17	木	9:30	委員会	付託案件審査
	18	金	9:30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ
	19	土	—	休 会	
	20	日	—	休 会	
	21	月	—	休 会	
22	火	9:30	本会議	委員長報告・採決(委員会付託議案)	

◎ 一般質問

3 日	午前	岩永政則 議員 ① 国の方針と本町の施策の整合について ② 長与町図書館の建設について
		吉岡清彦 議員 ① 新図書館建設について ② 資源化物の拠点回収について ③ 新ごみ焼却施設について
	午後	饗庭敦子 議員 ① 危機管理体制の強化について ② 聴覚障害者支援について
		河野龍二 議員 ① 子育て支援の拡大について ② 高田南土地区画整理業の今後について
		西岡克之 議員 ① 福祉問題について ② ふるさと納税について
	4 日	午前
浦川圭一 議員 ① 花いっぱい運動の一環としての花植えについて ② 過去の一般質問における答弁のその後の経過について		
午後		山口憲一郎 議員 ① 高齢者の住み易い、明るい町づくりについて
		堤理志 議員 ① 子育て支援について
		金子恵 議員 ① 協働のまちづくりの推進について ② 投票率向上の取り組みについて
7 日		午前
	中村美穂 議員 ① ふれあいセンター駐車場出入口の安全対策と施設の補修について ② フレックスタイム制の拡充について	

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開催いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番、岩永政則議員。11番、喜々津英世議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月22日までの、21日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの21日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。

議長報告であります。お手元に配付しましたとおりであります。

これで議長報告を終わります。なお、陳情につきましては、お手元に配付しました請願陳情文書表のとおり、2件で参考配付といたしております。

日程第4、行政報告を行います。

行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。

それでは行政報告ということで、平成28年第1回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日から開会をしていただくわけですが、本議会におきましても、多くの議案をお願いいたしております。

長期間になることと思っておりますけれども、よろしくご審議をいただき、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、平成27年12月から平成28年2月にかけての行政報告をさせていただきます。

お手元に資料配付をさせていただいておりますので、主要な部分だけご報告をさせていただきます。

12月7日に高田地区コミュニティ活動推進会議、10日に学童保育まるたんぼクラブの保護者の皆さま、また1月19日には、長与町の新しい図書館を想う会とのほっと

ミーティングを開催いたしました。

高田地区コミュニティ活動推進会議とのほっとミーティングでは、コミュニティーだけでは取り組むことが難しい課題としまして、交通事情、公園の不足、高齢者の見守りと支援、自治会への加入促進等地域の絆を深めるための意見や学童を保育するたんぼクラブにおきましては、まるたんぼクラブの現状をお聞きし、町の対応策を説明し、保護者の皆様の理解を求め、子供たちが安全で安心して過ごせるにはどうしたらよいかなど、再確認をいたしたところでございます。

また長与町の新しい図書館を想う会とのほっとミーティングでは、図書館建設計画について説明をいたしまして、長与町の新しい図書館を想う会の皆様からは新しい図書館を町民にとって使いやすい図書館にするための提案がなされるなど、皆様から貴重な意見を拝聴することができました。

12月26日から31日まで、消防団により年末警戒を実施をさせていただいたわけでございますけれども、初日にそれぞれ各分団の激励に伺っております。

1月に入りまして、6日に時津町、7日に長崎市、10日には諫早市におきまして恒例の消防出初式が実施をされました。そして9日に長与町消防出初式をとり行っております。議員各位におかれましても、ご出席をいただいたところでございます。

10日には長与町成人式をとり行いました。これにつきましても議員各位にもご出席いただき、590人の新成人の皆さんの門出を祝っていただいたところでございます。

また、結婚推進等事業としまして、12月に結婚から育児について不安や悩みがある方、一歩が踏み出せない方に、声を掛けて頂きますお世話やきさん要請講座を5回開催をいたしております。その養成講座参加者の中から12名の方にお世話やきさんとして登録をいただき、1月13日にお世話やきさん任命式をとり行っております。

2月6日には、未婚の男女及びその親に向けて出会い、結婚から子育て等に興味、関心正しい知識を持ってもらえるよう、今どきの結婚事情、今どきの子育て事情を盛り込みながら情報の発信を行う講演会、シンポジウムを開催をいたしました。講演会では、露の団姫氏と、夫で、太神楽曲芸師の豊来家大治朗氏に、自分が変われば出会いが変わるをテーマにお話をしていただき、またシンポジウムでは現在の結婚、子育て事業をテーマに8人のパネリストによる意見交換がなされました。

1月14日には、長与町総合開発審議会から長与町第9次総合計画素案に関する答申がなされております。長与町では、「住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」づくりのテーマとし、平成28年度から5年間の長与町第9次総合計画を今年度中の策定に向けて進めております。

1月27日には、町では初めての取組のなります長与町子供議会が開催いたしました。長与小学校の6年生146人が参加し、20人の子供議員が社会科の私たちの生活と政治の学習で学んだことを活かしまして、自分たちの町、長与町をもっといい町にするという視点で、実際の町議会と同様に一般質問を行い、活発な議論が交わされました。子

供たちにとって、自分たちの暮らしと政治は繋がれているということ、体験を通して学ぶことができたことと思っております。

2月に入りまして、9日には懸案事項の1つでもあります都市計画道路西高田線や高田南土地区画整理事業の早期完成のため、国土交通省へ整備促進について要望に上がりました。今後もこれらの事業に係る財源確保など、早期完成に向けて努めてまいりたいと存じております。

以上が12月から2月にかけての行政報告でございます。

その他、お手元に配付のとおり、多くの会議、事業がっております。

次に載せております5,000万円未満の入札結果とあわせまして、ご参照いただければと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

日程第5、施政方針の説明を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本定例会におきまして、平成28年度の一般会計をはじめ、各特別会計、企業会計の当初予算や多くの条例等の議案のご審議をお願いするに当たりまして、町政の施政に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国の景気は、経済財政対策により、緩やかな回復基調と続けており、デフレ脱却まであと一歩というところまでできております。

このように国では、経済再生と財政健全化に取り組み、地方創生を内政の最重要課題に掲げ、地方の創意工夫を全力で応援することで、地方における危機的な人口減少と地域経済縮小を克服し、一人ひとりが暮らしの中で景気回復を実感できるようになることが何より重要であると考えております。

政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げ、また、地方自治体が自主性、主体性を最大限に発揮して、地方創生に取り組むことができるよう、地方創生の推進に取り組む基盤となる地方税財源の充実確保を努めております。

そうした中で、地方自治体においても「地方版総合戦略」に基づき、持続可能な地域社会の実現に向けて、この課題に取り組んでいるところでございます。

長崎県におきましても、我が国が本格的な人口減少社会を迎え、地域間の競争が一層激しさを増す中、長崎県の構造的課題の解決を図り、将来にわたって持続的に発展していくためには、長崎県の強みを最大限に活かしつつ、人口減少対策や産業振興・雇用対策等の一層の強化を図り、活力あるたくましい長崎県を創り上げていくことが重要としております。

本町といたしましても、こうした国政や県政の流れを注視しつつ、昨年10月に策定

した「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び、現在策定を進めております「長与町第9次総合計画」を「幸福度日本一のまち」を実現するための指針としまして、特に本町の強みであります教育と子育て環境を更に充実させ、また、商業拡充を通じた賑わいのあるまちづくりなどを踏まえた、若者世代の人口増を図っていくこととしております。

今後とも、町の発展のため、また町民の皆様が日々の生活を明るく豊かに送れますよう、議会の皆様や町民の方々から多くのご意見、ご指導とご協力をいただき、「住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」を目標に、今後も引き続き取り組んでまいります。

本町の平成28年度の予算編成につきましては、町長選挙の関係で「骨格予算」として編成をいたしましたけれども、予算規模としましては今年度を上回り、経常経費や継続事業の多さを表す結果となっております。

歳入につきましては、重要な一般財源である町税が微増ではあるものの、28年度において、基金の取り崩し等により予算編成をしているところでもございます。

また歳出では、高齢化の進展や扶助費等の社会保障関係経費の増加に加え、高田南土地区画整理事業、西高田線街路事業など、投資的事業の継続実施及びそれらの事業に伴う起債の償還額も増加傾向でございます。

今後数年間は、多額の経費を要する事業が集中することも考えられることから、事業の優先順位等を的確に判断し、健全化判断比率が急激に悪化することのないよう、財政の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは、平成28年度におきます重点施策につきまして、所管ごとに説明をさせていただきます。

まず総務部でございますけれども、町民ニーズや、行政課題に柔軟かつ迅速に対応でき、町民にとって明確かつ利便性の高い組織機構とするため、組織機構の見直しを実施をいたします。

具体的には、組織の統廃合、新設により、行政機能を充実させるとともに、部、課の名称をわかりやすく整理いたしました。

今後も、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織編成を推進いたします。

なお、これからの説明は、新しい組織名でさせていただきたいと思っておりますのでご了承くださいと存じます。

次に本町では、昭和60年10月より「長与町行政改革大綱」を策定し、事務事業評価を実施するなど、効果的、効率的な行政運営に努めてまいりました。

現在は「第4次長与町行政改革大綱」において、一層の行政改革の推進に取り組んでおり、平成28年度からは、大綱に基づく新たな「実施計画」を策定し、「業務改善活動」の推進などにより、職員の意識改革や職場風土の改善など、行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる人材を育成をいたします。

消防防災事業では、災害時の情報伝達手段の多様化を図り、防災情報を迅速にお伝えするため、継続事業であります防災行政無線設備の更新を行ってまいります。

また、安全、安心な暮らしを支える最も身近な住民組織であります自治会や各地区コミュニティの活動を引き続き支援するとともに、活動に対する理解の醸成と加入、参加の促進に努めてまいります。

情報管理部門におきましては、安定的な電算システムの運用管理を一層図るとともに、行政事務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上に進めてまいります。

また、「社会保障・税番号制度」へのシステム対応を進めてまいります。

次に、企画財政部でございますが、昨年10月に策定を終えました「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び来年度から向こう5か年の「長与町第9次総合計画」のいずれにおきましても、重点事業と位置づけております。

「コミュニティバス・乗り合いタクシーの導入」に向け、具体的な検討に入っております。

利用重要予測等を基に、具体的なルートやダイヤを想定し、地域公共交通会議を開催するなど、必要な手順を踏みながら、平成28年度中の試験運行が可能となるよう努めてまいります。

また、持続可能で利便性が高い「幸福度日本一のまち」の実現に不可欠な「公共施設等総合管理計画」につきましても、建物等の診断、カルテ作成、データベース化等を必要な作業を計画的に進め、平成28年度中の策定に努めてまいります。

さらに、地方創生の主要な観点であります広域連携の取組、長崎市、時津町との1市2町にて検討中の連携中枢都市圏につきましても、形成に向けまして作業を進めてまいりたいと考えております。

財政運営につきましては、現在進行中の大型事業をはじめ、少子高齢化や公共施設の老朽化に伴い、今後更なる財政負担を強いられることが予想されるところでございます。

地方財政はまさに、「新規投資」から「維持更新」の時代へと変わり、これまで先送りをされてきました様々な課題が、いよいよ待ったなしの状況を迎えつつあります。

そのような中で、国庫補助等の財源確保を図るとともに、限られた財源で最大の効果を生み出すよう、事業の選択と集中、必要性和緊急性を見極め、予算の重点配分を図りながら、財政健全化の堅持に努めてまいります。

また収納推進業務におきましては、町税の滞納額を収納推進専門員の指導員のもとに、この5年間でおよそ1億4千万円圧縮をいたしております。

新年度は、徴収業務をさらに強化し、債権徴収担当各課の業務効率化を図るため各債権の一元化を図り、徴収体制の組織再編を行い、債権回収により一層力を入れてまいり所存でございます。

結婚相談事業につきましては、平成26年度から、社会福祉協議会への委託事業といたしまして、1組でも成婚に繋がることを目標に事業を進めてまいりました。

今年度におきましても、国の交付金等も活用しながら、講演会やシンポジウムの開催、相談業務、出会いの場の提供等を行うなど、結婚を促進することにより、定住人口の増加を図ってきたところでございます。

その成果が徐々にではありますが、見られるようでございますので、今後も引き続き、結婚相談事業の充実、推進に努めてまいります。

続きまして、住民福祉部でございますが、少子高齢化社会の中におきまして、住民の皆様福祉と健康と環境を守り、生活と密接につながりを持つ業務であることを自覚し、親しまれ利用しやすい対応を考え町民サービスの向上に努めてまいります。

また、住民窓口では、番号法、通称マイナンバー法の施行に伴い、本年2月から個人番号カードを順次交付しているところでございます。

平成28年度におきましても、引き続き迅速で正確な交付を図ってまいります。

環境分野につきましては、循環型社会の構築、低炭素社会の形成を目指して、現在のみならず、次の世代に引き継ぐためにも更なる資源リサイクルの啓発、促進を図るとともに、ごみの減量化、地球温暖化防止対策などの施策を推進してまいります。

施設につきましては、平成27年度よりごみ焼却施設が稼働し、90日間の連続運転も本年2月に完了したことで、時津町のリサイクルセンターと合わせた長与町の循環型社会形成に向けた拠点施設が整備されたところでございます。

平成28年度は、これらの拠点施設を中心とした減量化・再資源化・再利用などにつきまして、推進していくとともに、焼却施設関連の板の浦公園整備に取り掛かることになっております。

ゴミの減量化につきましては、生ごみ減量、適正な分別の周知を保健環境連合会及び環境サポーターとの連携を密にしまして、より一層の推進を図ってまいります。

資源化物の拠点回収につきましては、「高齢者等のごみ出し弱者支援事業の充実」や「常設の回収拠点」の増設を行うなど、より取り組みやすい拠点回収に向けての改善及び検討を行ってまいります。

また、環境問題での啓発及びリサイクルの推進を図るために、町内で回収されました牛乳パックを再生利用した啓発用トイレットペーパーを作成し、町内小中学校等の公共施設での使用及び各種のイベントでの配布につきましては、昨年引き続き実施し、更なるリサイクル意識の向上を図ってまいります。

子育て支援につきましては、子どもや子育てしている方々に必要な支援を円滑に行うことを目的に、妊産婦や子育て世帯の個別ニーズに対応した情報提供と、きめ細やかな相談支援を行います。

また、保育所や放課後児童クラブの整備に取り組み、保育の質と量の確保に努めます。

更に、子育て世帯の経済的負担軽減のため、福祉医療費助成事業の対象を小学生まで拡大いたします。

児童福祉政策につきましては、子供を守る地域ネットワークの充実を図るため、各関

係機関との更なる連携強化を図ります。

障害者福祉施策につきましては、障害に対する町民の理解を深め、障害の有る無しに関わらず、誰もが社会を構成する一員として社会参加ができるよう、社会活動の機会の確保と社会的障壁の除去に努め、自立支援並びに地域生活支援事業の推進に努めます。

次に、健康保健部でございますが、健康づくりにつきましては、長与町の健康づくり計画「第2次健康ながよ21」に基づき、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標に取り組みを進めてまいります。

疾病の早期発見、早期治療のためだけではなく、自身の健康状態を知っていただくためにも、特定健診やがん検診などの受診率向上に努めるとともに、その健診結果から疾病リスクの高い方には、重症化を予防するための訪問指導事業等も積極的に推進をしてまいります。

また、健康まつりや健康教室などを通して、効果的な健康に関する情報提供を行い、健康意識の高揚を図るとともに、健康づくりの取り組みは、個人の取り組みだけではなく、地域社会での支えも重要となっておりますので、健康づくりに主体的にかかる住民の活動を支援し、身近な地域における健康づくり活動を推進をしてまいります。

国民健康保険事業につきましては、高齢化率の増加や医療の高度化により、年々医療費が増加をしており、このままでは、収入が不足することから、平成28年度より税率の改定を実施いたします。

支出を抑えるためには、被保険者の健康維持増進が不可欠です。

27年度に策定しましたデータヘルス計画に基づき、効果的な保健事業を実施し、医療費適正化に努めてまいります。

また、徴収業務につきましては、収納推進課と連携を図りながら、これまで以上にきめ細かい納付交渉や、滞納処分等の厳格な納付体策を実施し、収納率の向上に努め、収入面の確保も図ってまいります。

介護保険につきましては、平成29年度までを計画期間とする長与町老人福祉・第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すとともに、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据えた形での介護予防の推進、あるいは地域包括センターを中心とする地域ケアシステムの構築に向け、具体的に取り組んでまいります。

施策といたしましては、これまで進めてまいりました地域支援事業の推進、介護保険制度の円滑な実施を更に進めていくとともに、長与町地域包括ケアシステム実現のため、医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援及び介護予防の課題解決に向け計画的に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月から長崎県後期高齢者医療広域連合で運営され、町においては保険料の徴収事務や窓口での申請・届出事務等を行っておりますけれども、現在までのところ順調に推移いたしておるところでございます。

今後、高齢者の増加が進む中、健康診断の受診をさらに進め、その健診結果から健康分野とも連携し、重症化を予防するための訪問指導事業等、早期対応を図ることで医療費の抑制にもつながるよう、勸奨してまいりたいと考えております。

また、本年10月には、長崎県におきまして全国健康福祉祭、ねんりんピックが開催されます。

本町はターゲット・バードゴルフの会場となっており、全国各地から選手、役員、応援のたくさんの皆様がいらっしゃいます。

大会の成功はもちろんのこと、長崎国体と同様に来町される皆さんを温かくお迎えし、この機会に長与町の魅力を全国に向けて発信し、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、建設産業部でございます。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や農産物価格の低迷、加えて、生産資材の高騰や有害鳥獣対策など農業者では解決できない諸問題を抱えている現状がございます。

本町の基幹作物である平成27年産ミカンの販売状況は、気象条件に恵まれ、果実の早熟化により、甘みが高い高品質なミカンに仕上がり高値販売に繋がりましたが、出荷量が昨年度よりおよそ75%に落ち込むなど、農業経営は依然として厳しい状況にあります。

大都市市場への輸送など地理的条件を克服し産地間競争を勝ち抜くため、今後も品質向上対策によるブランド化や競争力のある優良苗木への更新事業など継続した支援を行ってまいります。

また、都市と農村の交流並びに地産地消を促進する農産物直売場への安定した農産物の提供に向け、落葉果樹苗木購入補助や野菜苗等の購入を補助する畑作物拡大事業など、今後も農家の取得向上に繋げてまいりたいと考えております。

次に農山漁村環境保全活動といたしましては、農山村部では有害鳥獣被害防止対策事業はじめ、農地の耕作放棄地発生防止対策としまして、中山間地域等直接支払事業や農道・水路の維持、管理活動を行う多面的機能支払事業、漁業水産関係では、ヒラメ等の稚魚放流事業や水産多面的機能発揮対策事業による長与浦の再生活動を継続して支援をしてまいります。

林業関係におきましては、県営事業として行っていただいております山地崩壊を防止する嬉里郷の梶原地区治山事業に加え平成28年度からは本川内地区も開始される予定でございます。

今後も県当局のご指導のもと、山地防災の強化を図ってまいります。

商工観光では、昨年、産業競争力強化法による認定を受けました「創業支援支援事業計画書」に基づき、県、金融機関、大学等と連携をいたしまして、起業しやすい環境づくりに取り組むとともに、町内事業者の経営安定、販売力向上のため、引き続き商工会

と連携を図りながら、各種支援事業を行ってまいります。

また交流人口の増加と町の活性化事業の一環として開催いたしております「長与シーサイドマルシェ」も3回を迎え、定着をしてみたいところでございます。

今年度は、長与シーサイドストリートをコースとした「ながよヘルシーウォーキング大会」と同時開催をいたしまして、大村湾沿いの「長与シーサイドストリート」も含め、長与町の新たな観光名所発信するとともに、長与町の生産物やお土産等のPRを行うこととしております。

今後も、実行委員会と連携し、町内外から多くの来場者で賑わうイベントとして、交流人口の増加と町の活性化を図ってまいります。

次に、土木管理では、町道に架設されております橋梁を長寿命化修繕計画に基づき、年次ごとに修繕を行い、コスト縮減に努めてまいります。

また、安全で快適な地域社会事業につきましては、安全、安心な利用を行うために、経年劣化による法面等の補修を行ってまいります。

町道の維持管理につきましては、補修を必要とする路線が年々増加する中、路面調査を行い、計画的に舗装の補修、打ち替えを行ってまいります。

町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき年次ごとに詳細点検、補修設計を行い、早期の修繕によるコスト削減に努めてまいります。

都市計画では、県が施工する県道長崎多良見線の道路整備事業につきましては、早期完成に向け、昨年に引き続き県への働きかけを行ってまいります。

また、中尾城公園をはじめとする都市公園等には、憩い、安らぎの場として多くの方々に利用されており、より一層の維持管理に努めてまいります。

都市計画道路西高田線につきましては、昨年に引き続き、役場前の橋梁工事及びフォーレ・ツイン・キャッスル裏の切土工事を行い、北陽台高校前バス停までの新設区間の供用開始を行います。

高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により、地権者の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、早期完成に向け引き続き努力をしてみたいです。

次に、教育委員会でございますが、「心を育む教育と文化の創造」の更なる充実を目指しまして、次のような内容に取り組んでまいります。

まず、教育環境の充実といたしましては、学校施設環境改善交付金を活用し、長与第二中学校の校舎外壁改修工事、長与中学校体育館の床改修工事等を実施し、安全・安心な学校施設の環境整備に努めてまいります。

次に、ICT教育の推進につきましては、中学校で4年ごとの教科書改正に伴い、デジタル教科書・指導書を購入し、動画や音声による説明・立体的な映像及び豊富な情報を活用した魅力的な授業を展開することにより、学習意欲を高め学力向上へとつなげてまいります。

また、タブレット端末を活用しました、きめ細やかな教育の推進と情報化社会に対応

してまいります。

その他、「ながよ検定」に英語検定を追加し、国際感覚や基礎学力の確実な定着と学びの習慣化を目指してまいります。

平和学習としましては、小・中学校におきまして、被爆体験講話を聞く機会を設け、被爆の実相の継承のほか、平和学習などにより、平和意識の高揚を図ります。

また、図書館サービスといたしましては「親子のふれあい」子育て支援としてのブックスタート事業を推進するとともに、図書館ネットワークの構築を図り、各公民館における図書等の貸出サービスを充実し、生涯学習の推進を図ってまいります。

町民文化ホールをはじめとする文化施設の適正な維持管理を図り、優れた文化、芸術を鑑賞する環境整備にも努めてまいります。

スポーツ振興でございますけれども、人工芝の改修を行いましたテニス広場、町民体育館のトレーニングマシンの更新により、幅広い年齢層の様々な目的に合った生涯スポーツの普及推進に取り組み、町民が気楽に参加でき、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図ってまいります。

また、既存施設の有効活用と老朽化に伴う施設及び整備の計画的な改修に努めてまいります。

最後に、水道局でございますけれども、水道事業、下水道事業は、地方公営企業法を根拠とし、合理的・効率的かつ安定的な経営が求められておりまして、今後もこの主旨に沿った運営を心がけてまいりたいと考えております。

水道事業は町民の快適な生活を維持するための重要なライフラインの1つとして、安全で良質な水を安定的に供給することが最大の使命でございます。

平成28年度におきましても引き続き、老朽化した施設の計画的な更新、配水管の布設替えによる耐震化を推進、及び水源拡充対策実施し、効率的な施設利用と水源確保に努めてまいります。

下水道事業は、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められております。

汚水管渠の清掃、マンホールポンプ場の点検及び修繕、また、浄化センターの適正な運転管理による放流水の水質保全等の維持管理に努め、あわせまして、耐震対策も含めた長寿命化計画による施設の改築、更新事業を計画的に推進をしてまいります。

以上が、大変長くなりましたけれども、平成28年度の町政運営の一端をご説明させていただきましたが、今後とも住民の福祉向上と更なる町の発展に向けまして、取り組んでまいりたいと考えております。

議会をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これで施政方針説明を終わります。

日程第6、長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会中間報告を議題といたします。

本件につきましては、特別委員長の報告を求めます。長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会、岩永委員長。

○10番（岩永政則議員）

皆さん、おはようございます。

報告の前に、議員の皆様方にお知らせしておきますが、1つはですね、言葉で表現をいたしておりましたが、これ、表にまとめて見やすくいたしたということが1つ。それと、修正分等につきましては別表で添付いたすようにいたしておりますので、よろしくご了解いただきたいと思います。なお、2月23日に議長あてに報告書を提出いたしておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会の中間報告をいたします。

本特別委員会は、平成27年9月7日の本会議におきまして、下記の事項について調査・研究を行うため、全議員の賛成をもって設置をされました。委員数は議長除く15人、調査期間は本調査が終了するまでとすることで行いました。

調査・研究といたしましては、1つはまち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

2つ目には、第9次総合計画に関すること。3番目には公共施設等総合管理計画に関すること。4点目にその他ふるさと創生及びまちづくりに関することで行います。

今回の報告は、平成27年12月18日までに審査を終了した上記の申し上げました1点ないし2点についての中間報告であります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、首都圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであります。

また、第9次総合計画は、平成28年度から平成32年度までの今後5カ年間の町政運営の基本となるものであります。

以上、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、策定期間の期限の10月末日をまたは第9次総合計画につきましては、12月末日を念頭に、慎重に調査研究を行ってきたところでございます。なお、質疑につきましては全て掲載することができなかったことをご了承いただきたいと思います。

それでは順を追って要旨のみですね、中間を省略いたしますが、ご報告を申し上げます。

1点目は、調査・研究その内容についてであります。第1回は平成27年10月9日です。町長の挨拶後、下の方にいきますが、(1)まち・ひと・しごと創生法について説明を受けました。3行下がります。人口減少の克服と地方創生を合わせて行うことにより、将来にわたって活力のある日本を維持するために、昨年、これ昨年と

いうのは26年度のことです。26年の11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。

次のページにまいります。1番上にありますが、市町村には国の作成した総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた総合戦略の策定が求められているところがございます。

(2)でございますが、総合戦略策定等及びスケジュール及び長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略、これは素案についてであります。5、6行下がりまして、総合戦略策定スケジュールは、平成27年度の策定に努めるように、国から要請されております。

10月末までに策定した自治体については、地方創生先行型の交付金を上乘せする、という条件が提示され、町としましてもこの交付金を活用するため、策定作業に取り組んでいる状況でございました。

本町の将来人口ビジョンは、平成27年度目標に、約40,000人と推定をされておられました。また、総合戦略の策定期間は平成32年度までの5カ年間であり、人口は約43,900人と推定をされておられました。この推定人口につきましては、議員からは異論はございませんでした。

第2回が平成27年10月16日に開催をし、1つは国の財政支援について、次のページにまいります。

(2)に長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、並びに総合戦略、素案について研究を深めてきたところがございます。内容は記載の通りでございました。

第3回は、平成27年10月30日、1つは長与町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン並びに総合戦略につきまして質疑を行い、以下のとおりでございます。

また、2点目には、第9次総合計画、後期基本計画について初めて説明を受けたところでございます。

第9次総合計画は、今後5カ年間の町政運営の基本となるもので、個別計画を策定するための最上位計画であるとともに、厳しい財政運営を継続する町と町民が、将来に向けて新たな展望を切り拓いていくための指針となるべくものでございます。

第9次総合計画は策定期間は平成27年12月末日とし、慎重に調査・研究を行うことといたしました。

ちょっと下がりまして、②総合戦略プロジェクトとしては、1つ、コンパクトで元気なまちづくりプロジェクト。

2番目には、健康づくりと長生き応援プロジェクト。

3点目には、ながよ・こどもプロジェクトとなっております。内容は以下のとおりでございます。

3点目には、分野別まちづくり計画42項目についてそれぞれ説明を受けたところありますが、この42項目が基本計画の中心になるべきものでございます。

以下記載のとおりでございます。

次のページ、第4回、平成27年11月6日は、1つには第9次総合計画についてでございます。

ページを追って順次質疑を行ったところでございますが、主な質疑の内容につきましては、以下のとおりでございます。

第5回、平成27年12月18日は、総合計画につきましては、最後の研究となりました。

1つには第9次総合計画につきまして、町長より「前回本委員会や総合開発審議会で審議を重ねていただいた。本日は計画書の変更点などを説明し、その後意見等頂きたい」旨の発言がございました。

その後パブリックコメントの結果報告や、本特別委員会及び長与町総合開発審議会からの指摘により修正された部分の説明があり、その後、質疑等を行ったところであります。主な質疑等は以下のとおりでございます。

尚、第3回から今回にかけての慎重なる調査研究により、計画修正が多数行われました。その修正等については、別表として添付をしておりますので、ご参照方をお願いいたします。

大きい2番目には研究の経過で先ほど日にちを申し上げました、それを表にまとめております。

最後に、終わりでございますが、以上今回まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略につきましては、緊急支援のための交付金を受けるため、計画策定期間が10月末日となっております。そのため逼迫する日程となりましたが、委員各位の協力によりまして調査・研究を終了することができました。

今回の特別委員会を通じて、委員各位の積極的な調査・研究の結果、総合戦略へ種々事の反映ができたことは、多大な成果でありました。

今後この総合戦略は、定期的な見直しもあり、本町の創生を目指し、国、県、関係機関や町民の方々と協働連携し、全力を挙げて実効性のある総合戦略の推進を図っていただきたいと思うものでございます。

また、第9次総合計画につきましても、平成28年度から32年度までの5カ年計画であります。本件においても、委員各位の積極的な調査・研究により、数多くの意見の反映ができたことは特別委員会設置の成果でございました。

今日の社会の動向は日々変化が激しく、また国、少子高齢化や人口減少の進展、経済の先行き不透明な社会経済情勢など、流動的な要因をはらんでおります。

そのような中、町におきましては、計画的な進行管理と目標達成に努めていただくことを期待するものであります。

最後に、本委員会の調査・研究にあたりまして、町長以下職員の皆様方のご協力に感謝と敬意を表し、報告といたします。終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

(休憩10時18分～10時30分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について。

日程第8、議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例。

日程第9、議案第3号、長与町行政不服審査会条例。

日程第10、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

日程第11、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

日程第12、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

日程第13、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

日程第14、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

日程第15号、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第16、議案第10号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

日程第17、議案第11号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例。

日程第18、議案第12号、土地の取得についてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第1号から第12号までの提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第1号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明いたします。

本議案は、北松南部清掃一部事務組合が平成28年3月31日をもって解散し、長崎縣市町村総合事務組合から脱退することにより、本組合を組織する地方公共団体の数の減少と規約の変更につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更点につきましては、別表第1及び別表第2から北松南部清掃一部事務組合の規定を削るもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、組合格約は例規集に非掲載のため、参考資料として新旧対象表を添付しておりますのでご参照ください。

次に、議案第2号、長与町職員の退職管理に関する条例について、提案理由をご説明

いたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正後の地方公務員法において、地方公務員の退職管理の適正を確保するための規定が新たに設けられました。

本議案は、法の趣旨に照らし、職員の退職管理の円滑な実施を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

第1条は、条例の趣旨を規定するものです。

第2条は、再就職した元職員のうち「離職日の5年前の日より前に国の部長・課長相当職に就いていた者」の職務に関する当該在職元の役職員等に対する働きかけについて、離職後2年間、一定の制限を設けるものでございます。

第3条は、管理・監督職員であった者が再就職した場合、離職後2年間届出義務を定めるものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第3号、長与町行政不服審査会条例について、提案理由をご説明いたします。

行政不服審査法の全部改正に伴い、新しい行政不服審査制度が平成28年4月1日から開始されます。

行政不服審査制度は、住民が行政処分に不服がある場合、その不服申立てにより、書面審査を行うことで行政自らが当該処分を見直す手続であり、簡易迅速な救済と適正な行政運営の確保を目的として設けられております。

新制度では、行政の裁決の事前手続といたしまして、請求人と行政の主張を中立的な立場で審理する「審理員」制度、行政の判断の妥当性を点検する「第三者機関」制度の導入に加え、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化することが法で規定されております。

このことから本町におきましても、必要な条例整備等を行うことが求められます。

本議案は法に基づく審査請求等を調査審議する第三者機関である長与町行政不服審査会につきまして、新たに条例で定めるものでございます。

第1条は、審査会の設置及び所掌事務を定めるもので、本町の規模や実績等を踏まえ、審査会は法による審査請求とそれぞれ個別条例で定める情報公開関係及び個人情報関係に関する審査請求等について、所掌します。

第2条は、審査会の組織を定めるものです。

第3条は、審査会の委員について定めるものでございます。

第4条は、委員の守秘義務について定めるものでございます。

第5条は、審査会の会長についてそのものでございます。

第6条は、情報公開関係及び個人情報関係に関する審査請求等について、審査会の調査権限を条例で定めるものでございます。

第7条は、審査手続の非公開を定めるものです。

第8条は条例事項のほか、必要な事項を規則で定めることを規定するものです。

第9条は、委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものです。

附則では、この条例の施行日を法の施行日に合わせて平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第4号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は、新たに行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため、条例整備を行うものです。

第1条は、行政手続条例の改正で、文言を整理するものです。

第2条は、情報公開条例の改正です。

情報公開関係の審査請求では、現行の審理手続を継続するため、審理員による審理を行うこと、その他文言を整理するものです。

第3条は、個人情報保護条例の改正です。

個人情報関係の審査請求では、現行の審理手続を継続するため、審理員による審理を行わないこと、その他文言を整理するものです。

第4条は、固定資産評価審査委員会条例の改正で、審査の手続など文言を整理するものです。

第5条は、税条例の改正で文言を整理するものです。

第6条は、手数料徴収条例の改正で、審理員等に提出された書面の写し等の交付手数料を追加するものでございます。

第7条は、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の改正で、文言を整理するものでございます。

附則では、この条例の施行日を法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第5号、長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項が変更されたことに伴い、規定の改正を行うものでございます。

第3条の改正は、新たに「職員の人事評価の状況」「職員の休業の状況」「職員の退職管理の状況」の規定を追加し、関係規定の整理を行うものでございます。

第5条の改正は行政不服審査法の全部改正に伴い、文言の整理を行うものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成28年4月1日からといたしております。

次に、議案第6号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまし

て、提案理由をご説明いたします。

平成27年8月6日の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均0.4%引き上げることに加え、初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定、その他はそれぞれ1,100円の引き上げを基本に改定を行う内容となっております。

長崎県におきましても、県人事委員会が人事院勧告に準じた内容の勧告を行っております。

本議案は、これらの勧告に準じ、条例改正するものです。

第1条は平成27年4月1日適用分で、第18条第2項の改正及び附則第7項の改正は、職員の勤勉手当の支給割合を改めるものです。

一般職員の場合、勤勉手当が0.1カ月分引き上げとなり、期末・勤勉手当の総支給割合が4.2カ月分となります。

別表第1・第2の改正は、給料月額を改定するものでございます。

第2条は平成28年4月1日施行分で、第3条の改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正地方公務員法により、給料表の等級別の分類基準となる職務内容を示した等級別基準職務表を定めるとともに、条文の整理をするものでございます。

第17条の3第2項の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、文言の整理を行うものです。

第18条第2項の改正及び附則第7項の改正は、職員の勤勉手当の支給割合を改めるものです。

一般職員の場合、勤勉手当の6月期と12月期の各支給割合が変更となりますが、総支給割合は4.2カ月分に変更ありません。

別表第3・第4の追加は、等級別基準職務表を定めるためのものです。

附則第1項・第2項では、この条例の施行日は公布の日からとしますが、第1条の規定は平成27年4月1日から適用、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものとしております。

附則第3項では、給与の内払について定めております。

次に、議案第7号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、提案理由をご説明いたします。

本議案は、まち・ひと・しごと創生法を踏まえ、本町におけるまち・ひと・しごと創生法を効率的かつ効果的に推進するため、長与町まち・ひと・しごと創生推進会議を附属機関として、条例で設置するものでございます。

別表町長の部に、まち・ひと・しごと創生推進会議を追加するとともに、別表中の文言を整理します。

附則では、この条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第8号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

本議案は特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償について新たに追加するほか、所要の改正を行うものです。

別表町長の部の改正は、「行政不服審査会」「まち・ひと・しごと創生推進会議」「児童虐待防止専門員」「重症化予防指導員」の新設、「療育指導員」に係る名称変更と時間額の改定、「収納推進専門員」の月額改定、その他文言の整理を行うものです。

別表教育委員会の部の改正は、「長与町就学支援委員会」に係る名称変更によるものです。

附則では、この条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第9号、長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例改正を行うものです。

第8条の3第1項第2号の改正は、早出遅出勤務を行う要件につきまして、国の規定に合わせ、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のいる職員であって、規則で定めるものと規定するものでございます。

附則では、この条例の施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第10号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明いたします。

本議案は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費の支給対象者を小学生までに拡大するとともに、難病の患者に対する医療費等に関する法律の制定に伴い、条文の整備を行うものでございます。

第1条、第3条第1号及び第4条第1項第2号の改正は、支給対象を拡大するため、それぞれ「こども」の規定を加えるものです。

第2条の改正は、「こども」の定義の追加、難病法の制定による支給対象の改正、その他条文を改めるものです。

第5条第2号の改正は、難病法の制定により、支給制限を改正するものです。

附則第1項では、この条例の施行日を平成28年4月1日からとし、第2条第1項第4号及び第5条第2号の改正規定は平成27年1月1日から適用するものでございます。

附則第2項では、経過措置といたしまして、第2条第1項第4号及び第5条第2号の改正規定は、条例適用日以後の診療医療費について適用することとしております。

次に、議案第11号、長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は、町立保育所で実施しております延長保育及び一時預かり保育につきまして、平成28年度より使用料として取り扱うために、所要の改正を行うものでございます。

第5条として延長保育料を、第6条として、一時預かり保育料を追加し、その他条文の整理を行います。

附則ではこの条例の施行日を平成28年4月1日としております。

次に、議案第12号、土地の取得につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

夢と活力あふれる地域づくり、人づくりを促進し、学習機会の提供、拡充に努めるため、榎の鼻土地区画整理事業地内の公益施設用地におきまして、生涯学習の拠点施設として、図書館の整備を計画をしております。

整備予定地は、町の中心部に位置し、隣接する都市計画道路西高田線の開通により、中心市街地でも直結することから、町民の利便性も高い立地となっております。

これに伴い、その整備に必要な土地につきまして、土地開発基金により先行取得するため、先月2月17日に、別紙のとおり土地の所有者である、榎の鼻土地区画整理組合と土地売買の仮契約を締結したところでございます。

そこで、地方自治法及び町条例の規定により、本議案において、用地取得について議会の議決をお願いするものでございます。

なお、用地面積及び取得額は1万395.7平方メートル、5億4,700万円でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で11時5分まで休憩いたします。

なお、議会運営委員会の委員の方は、至急全協室にお集まりください。

（休憩10時47分～11時5分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど町長より、議案第26号について、取り下げの申出がありましたので、議長が許可をしております。

したがいまして、お手元に配付の議事日程第1号にあります、議事日程第32号、議案第26号、長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを削除願います。

それでは、日程第19、議案第13号、平成27年度長与町一般会計補正予算、第4号。

日程第20、議案第14号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算、第3号。

日程第21、議案第15号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算、第2号。

日程第22、議案第16号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算、第2号。

日程第23、議案第17号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算、第2号を

一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第13号から第17号までの提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第13号、平成27年の長与町一般会計補正予算、第4号についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億9,792万4千円を減額いたしまして、補正後の総額を126億5,177万1千円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」によりご説明を申し上げます。

歳入の1款 町税では、町民税、固定資産税、町たばこ税及び都市計画税の現年課税分を増額計上いたしております。

8款 地方特例交付金は、交付額の決定による計上。

9款 地方交付税は、交付額の予算未計上分を計上いたしました。

11款 分担金及び負担金は、高齢者生活福祉センター利用者負担金、及び長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金を増額計上いたしております。

13款 国庫支出金では、個人番号カード交付事業費補助金、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金の増額計上。

また、児童手当負担金の減額、活力創出基盤整備総合交付金、住宅・建築物耐震改修事業補助金などにつきましては、国庫補助金の交付予定額や事業実績により減額計上いたしております。

14款 県支出金では、事業手当負担金、中山間地域等直接支払交付金、個人県民税徴収取扱費委託金、市町村権限移譲等交付金などの実績見込み、及び交付予定額より増額・減額計上いたしております。

15款 財産収入では、財政調整基金を始め、各基金の運用収入を増額計上いたしております。

16款、寄付金では、社会福祉費寄附金2件、社会教育費寄附金1件、ふるさと長与応援寄附金11件、合わせて14件のご寄附について計上させていただきました。

17款 繰入金では、財政調整基金、減債基金を減額、教育振興基金を増額計上いたしております。

18款 繰越金は、予算未計上分を計上いたしております。

19款 諸収入には、資源売払収入、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金などを計上いたしました。

20款 町債では、国庫支出金の交付予定額により各事業費の変更、特定財源の調整などに合わせた補正額を計上いたしております。

続いて4ページからの歳出の主なものご説明いたします。

1款 議会費では、議員共済会給付費負担金の減額。

2款 総務費では、平成26年度決算に伴う長与町公共施設等管理公社補助金の減額、財政調整基金、減債基金への積立金の増額、電算システム運用開発委託料の増額、個人番号カード交付事業負担金の増額。

3款、民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金の増額、児童手当の減額、後期高齢者医療療養給付費負担金を増額計上いたしております。

4款 衛生費では、健康診査委託料の増額、長与時津環境施設組合負担金の減額、下水道施設事業費負担金の増額。

6款 農林水産業費では中山間地域等直接支払交付金を減額計上。

7款 商工費では、信用保証料補給補助金の減額などを計上いたしました。

8款 土木費では、西彼中央土地開発公社が所有する土地の購入費及び土地区画整理事業特別会計繰出金の減額、街路事業費の事業費調整に係る減額、不用額見込みによる耐震診断補助金の減額などを計上いたしております。

5ページの9款 消防費では、広域消防事業負担金の減額、及び防災行政無線デジタル化整備工事に係る減額などを計上しております。

10款 教育費では、教育振興基金への積立金を新たに計上し、体育施設整備工事費を減額計上いたしております。

11款 災害復旧費では、事業費確定による災害復旧工事経費の減額を計上。

12款 公債費では、地方債に係る元金及び利子の最終見込みによる補正を計上いたしております。

以上が歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」では、2款 総務費、1項 総務管理費の「地方公共団体セキュリティ強化対策事業」以下7件につきまして、年度内の完了が困難であると見込まれる繰越予定額をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。

「第3表 債務負担行為補正」では、「西彼中央土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証」の追加をお願いいたしております。

8、9ページをお願いいたします。

「第4表 地方債補正」では、「土地区画整理事業」以下6点について限度額の変更、また「総務管理事業」については、地方債の追加をお願いいたしております。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、「平成27年度 長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書」

を添付いたしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第14号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入の歳出それぞれ1,624万3千円を追加しまして、補正後の予算の総額を、歳入歳出それぞれ50億2,530万6千円とするものでございます。

それでは歳入につきましてご説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

3款 国庫負担金、1項 国庫負担金は、高額医療費共同事業拠出金の額の確定により、負担金の額も確定いたしましたので、40万1千円の増額となります。

なお、6款県負担金でも同額を計上いたしております。

4款 療養給付費交付金は、退職被保険者の医療費等にかかる交付金が、被保険者数及び医療費等の減により減額交付見込となりますので、8,655万8千円の減額計上いたしております。

7款 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額確定により8,199万9千円の増額計上いたしております。

9款 繰入金、2項 基金繰入金は、一般被保険者の医療費の増により、歳入不足が生じる見込となりますので、財政調整基金から2,000万円を繰り入れることといたしております。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

3ページをお開きください。

2款 保険給付費、1項 療養諸費につきましては、支出見込額により2,229万5千円を計上いたしております。

2項 高額医療費につきましては、退職被保険者にかかる分で、不用額が見込まれることから500万円の減額計上いたしております。

7款 共同事業拠出金につきましては、高額共同事業及び保険財政共同安定化事業の拠出金の額が確定いたしましたので、105万2千円の減額補正をいたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、「平成27年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書」を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、議案第15号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入・歳出それぞれ130万円を増額いたしまして、補正後の予算の総額を歳入・歳出それぞれ4億を3,578万5千円とするものでございます。

それでは歳入につきましてご説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

1款1項 後期高齢者医療保険料は特別徴収保険料、普通徴収保険料について最終見込み額で計上さしていただいております。

既定額3億5,034万2千円から33万2千円増額し、補正後の保険料総額を3億5,067万4千円としております。

3款1項 一般会計繰入金、補正額96万8千円は、保険基盤安定負担金の確定に伴う増額を計上いたしております。

次に歳出につきまして説明いたします。

3ページをお開きください。

2款1項 後期高齢者医療広域連合納付金を130万円増額計上いたしております。

これは、広域連合に対する納付金のうち、保険料33万2千円の増額と保険基盤安定負担金96万8千円の増額に伴うものでございます。

以上が今回の補正の内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、「平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)に関する説明書」を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、議案第16号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別改正補正予算(第2号)について、提案理由を説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,909万9千円を減額いたしまして、補正後の総額を6億6,655万3千円とするものでございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

1款1項「国庫補助金」1億8,235万3千円、2款1項「県補助金」3,282万3千円、3款1項「一般会計繰入金」1億1,392万3千円を補助事業費の確定に伴う変更等に伴い、減額計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開きください。

1款1項「都市計画費」3億2,823万円、2款1項「公債費」86万9千円を減額計上いたしております。

これは、歳入でご説明いたしました補助事業費の確定に伴う変更による県事業委託料の減額等によるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

繰越明許費として高田南土地区画整理事業で2億9,000万円をお願いいたしております。

主な内容につきましては、工事2件となっております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。

議案のあとに説明書を添付をいたしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第17号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は第2条「資本的収入及び支出」の収入で第1款、資本的収入では3,980万円を減額し、収入総額を1億2,391万4千円といたしております。

また、支出で第1款資本的支出では1,660万円を減額し、支出総額を3億9,820万9千円といたしております。

これは国庫補助金職員についての要望額に対しての内示額が減額されたことによるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億7,429万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額734万8千円、過年度分損益勘定留保資金2,117万9千円、及び減債積立金2億4,576万8千円で補てんする予定としております。

以上が、今回の補正予算の主な内容でございます。

なお、議案のあとに「長与町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書」を添付をいたしております。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

引き続き、日程第24、議案第18号、平成28年度長与町一般会計予算について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第18号の提案理由をご説明いたします。

平成28年度長与町一般会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度一般会計予算の総額を121億672万3千円といたしております。

本年4月に町長選挙が予定されているため、「義務的経費」や「継続的な事業に係る経費」を中心とした、いわゆる「骨格予算」という位置づけで編成をいたしましたが、予算規模といたしましては、継続事業の実施を受け、前年度より3億6,690万3千円、率にしておよそ3.1%の増加という結果となりました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから7ページまでの「第1票 歳入歳出予算」に記載しておりますが、その主なものをご説明いたします。

歳入の1款 町税は42億6,772万7千円を計上いたしました。

前年度比5,726万3千円の増額でございます。

個人町民税と固定資産税の増額が主な要因でございます。

2款 地方譲与税から、8款 地方特例交付金までについては、平成26年度決算額及び平成27年度の歳入状況を考慮し、合わせて5,100万円の増額で計上いたしました。

3ページの9款 地方交付税と10款 交通安全対策特別交付金は前年度同額を計上いたしております。

11款 分担金及び負担金では、児童福祉費負担金の保育料、清掃費負担金の長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金など、2億3,394万6千円を計上いたしております。

前年度比4,523万1千円の減額でございます。

12款 使用料及び手数料では、児童福祉使用料、都市計画使用料、住宅使用料やごみ収集手数料など合わせて1億7,022万6千円を計上いたしました。

前年度比2,025万5千円の増額でございます。

13款 国庫支出金は、19億4,905万6千円を計上いたしました。

前年度比3億5,155万6千円の増額でございます。

これは、保育所等整備交付金、及び西高田線街路事業に係る活力創出基盤整備総合交付金の増額が主な要因となっております。

14款 県支出金は、7億8,243万3千円を計上いたしております。

前年度比1億5,833万9千円の減額であります。

内容は、安心こども基金事業費補助金の減額などが主な要因となっております。

15款 財産収入は、121万4千円であります。

16款 寄附金は、前年度と同額計上でございます。

4ページをお願いいたします。

17款 繰入金は、1項 特別会計繰入金のほか、2項 基金繰入金につきましては、財源調整としての財政調整基金、及び減債基金からの繰入と特定目的基金からの繰入を合わせて、6億7,444万4千円を計上いたしております。

前年度比6,406万6千円の減額で、財政調整基金及び減債基金からの繰入を前年度比6,076万1千円減額したことが主な要因でございます。

18款 繰越金は前年度と同額計上でございます。

19款 諸収入では1億1,256万7千円を計上いたしました。

前年度比2,716万9千円の減額計上であります。

20款 町債は、13億660万円を計上いたしました。

前年度比1億8,170万円の増額となっております。

これは、防災行政無線デジタル化事業充当起債の増が主な要因でございます。

次に、5ページからの歳出につきまして、主な内容をご説明申し上げます。

1款 議会費では、1億3,781万9千円の計上で、前年度比1,473万8千円の

減額となっております。

主な要因は、議員共済会給付費負担金の減に伴うものでございます。

2款 総務費は12億2,909万円で前年度比1億7,672万6千円の減となっております。

1項 総務管理費で退職手当積立超過分の減額調整、及び電算システム運用開発委託料の減額が主な要因でございます。

3款 民生費は45億4,602万4千円で、前年度比2億211万円の増となっております。

1項 社会福祉費の障害者福祉費、及び国民健康保険費の増額、2項 児童福祉費の児童福祉運営費、及び3項 老人福祉費の介護保険費の増額が主な要因であります。

4款 衛生費は、9億1,919万6千円の計上で、前年度比2,555万7千円の増となっております。

5款 労働費は3,478万2千円で、前年度比33万円の減額計上でございます。

6款 農林水産業費は、1億8,704万円で前年度比629万3千円の減額計上でございます。

6ページをお願いいたします。

7款 商工費は6,477万6千円で、前年度比30万3千円の増額計上でございます。

8款 土木費は17億7,489万9千円で、前年度比2,215万1千円の増額計上でございます。

5項 都市計画費では、西高田線街路事業に重点的に予算を配分し、高田南土地地区画整理事業におきまして事業費の減額調整を行いました。

9款 消防費は、7億3,154万8千円で、前年度比2億8,756万1千円の増額計上をいたしております。

消防施設費での防災行政無線デジタル化整備工事に係る経費の計上が増額な主な要因であります。

10款 教育費は、11億4,577万2千円で前年度比1,030万6千円の増額計上となっております。

主な増減は、2項 小学校費の屋内運動場整備工事が平成27年度に完了し減額した一方、新たに3項 中学校費におきまして、屋内運動場整備工事、及び校舎整備工事が増額。

また、7項 保健体育費の体育施設管理費の減額が増減の主な要因となっております。

11款 災害復旧費は、1,210万円で、前年度比49万2千円の増額計上となっております。

7ページの12款 公債費は、13億367万6千円の計上で、前年度比1,651万円の増額計上であります。

13款 諸支出金及び、14款 予備費は、前年度同額を計上いたしております。
以上が歳入歳出予算の主な内容でございます。

8ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」では、「土地区画整理事業」以下6件について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

以上が当初予算の主な内容でございます。

議案のあとに「平成28年度 長与町一般会計予算に係る説明書」を添付いたしております。

また、「平成28年度 長与町一般会計予算にかかる主要な施策に関する説明書」につきましても、合わせてご参照をお願いしたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

引き続き、日程第25号議案、第19号、平成28年度長与町駐車場事業特別会計予算。

日程第26、議案第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算。

日程第27、議案第21号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第28、議案第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算。

日程第29、議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算。

日程第30、議案第24号、平成28年度長与町水道事業会計予算。

日程第31、議案第25号、平成28年度長与町下水道事業会計予算を一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第19号から25号までの提案理由をご説明を申し上げたいと思います。

予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度の駐車場事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ693万2千円とするものでございます。

この予算額は、前年度より4万4千円、0.6%の減額となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条の一時借入金借り入れの最高額は、500万円と定めております。

それでは、歳入につきまして説明をいたします。

2ページをお開き願います。

歳入の主なものとしましては、1款 使用料及び手数料、1項 使用料692万9千円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明をいたします。

3ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費は663万1千円を計上しておりますが、駐車場管理委託料が主なものでございます。

2項 繰出金は存目としております。

2款 予備費は30万円を計上いたしております。

なお、本予算の内容につきましては、予算に関する説明書を添付いたしておりますので、ご参照を賜りたいと思っております。

次に、議案第20号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計につきまして、提案理由を説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,503万7千円と定めるものでございます。

この予算額は前年度より0.5%の増額となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条の一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

予算書の2ページをお開き願います。

1款 国民健康保険税は、8億5,497万1千円を計上し、前年度比4,916万3千円、6.1%の増額となっております。

これにつきましては、昨年の12月議会でご承認をいただきました国保税の税率改定に準じて算出した結果となっております。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、7億4,844万2千円は医療費や後期高齢者支援金などの支出見込額により算出したものでございます。

2項 国庫補助金は、一般被保険者の医療費の支出見込額等により2.3%増の、3億7,904万9千円で計上いたしております。

4款 療養給付費交付金は、退職被保険者等にかかる医療費や後期高齢者支援金等の支出に対して交付されるものですが、平成27年度から新規加入者の退職被保険者への適用ができなくなり、対象者が大幅に減少しているため、前年比81.2%減の、4,864万3千円で計上いたしております。

5款 前期高齢者交付金は、26年度精算額含め、前年度比1.8%増の、12億9,411万2千円で、計上いたしております。

6款 県支出金、1項 県負担金は、高額医療費共同事業負担金2,039万3千円と、特定健康診査等負担金658万4千円の合計額で、同額を国庫負担金にも計上いたしております。

2項 県補助金は、医療費や特別調整交付金などの見込みにより算定したもので、2億7,390万6千円となっております。

7款 共同事業交付金、前年度比10.4%増、11億2,453万2千円で計上いたしております。

一般被保険者の医療費の増加により、交付金対象医療費も増加するものと見込んでおります。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金は、一般会計繰入金で、前年度比25.0%増の2億2,268万4千円で計上いたしております。

これは、平成27年度から低所得者対策の強化のため、保険基盤安定負担金の支援分が大幅に増額となったことが主な要因でございます。

10款 繰越金につきましては、27年度の予備費の状況により、1,000万円の減額で計上いたしております。

3ページをお開きください。

11款 諸収入につきましては、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

1款 総務費は、2,766万5千円で、前年度比5.8%の減となっております。

主なものとしまして、レセプトの2次点検の委託先を国保連合会に変更したことが挙げられます。

2款 保険給付費は、前年度比0.5%減の30億8,671万3千円を計上いたしております。

一人当たりの医療費は約2%程度の伸びを見込んでおりますが、全体の被保険者数の減により、減額計上となっております。

3款 後期高齢者支援金は、前年度比2.1%減の4億8,968万7千円で、平成28年度概算分と平成26年度精算分を計上しております。

6款 介護納付金は、前年度比1.5%増の1億9,386万5千円となっております。

これも平成28年度概算分と平成26年度の精算分を計上しております。

7款 共同事業拠出金は、前年度比2.3%の増で、10億8,871万7千円となっております。

これは、平成24年度から平成26年度の対象医療費を県内の全保険者で案分して算出されています。

5ページをお開きください。

8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費は、3,257万7千円で、平成2

8年度の健診受診率と保健指導実施率をそれぞれ55%として、計上をしております。

2項 保健事業費は1,711万3千円で、前年度比2.1%の増となっております。

現在、糖尿病性腎症などから人工透析になる方を少しでも減らすために、重症化予防事業を実施しておりますが、食事等の指導を行う管理栄養士を雇用し、事業の強化を図ってまいります。

そのための人件費等が増額の主な要因となっております。

9款 基金積立金は、平成27年度予算におきまして、歳入不足が見込まれるため、2,000万円を基金から繰入を行う予定にしております。

不測の事態に対応するために、同額を基金へ戻し入れを行いたいと考えております。

10款 公債費につきましては、一時借入金の利子として、前年度と同額を計上しております。

11款 諸支出金、12款 予備費につきましても、前年度と同額を計上しております。

以上が主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、「平成28年度長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書」を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第21号、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条におきまして、平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,209万9千円といたしております。

この予算規模は前年度に比べて、836万1千円の1.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款「後期高齢者医療保険料」は、3億5,626万4千円を計上いたしております。前年度に比べ1.7%の増となっております。

2款「使用料及び手数料」は督促手数料でございます。

3款「繰入金」8,509万6千円は、一般会計からの繰入金で事務費繰入金として1,753万6千円、保険基盤安定繰入金6,756万円を計上しております。

4款「繰越金」は、存目計上でございます。

5款「諸収入」は、償還金及び還付加算金の他は、存目計上でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

予算書の3ページをお開きください。

1款「総務費」1項「総務管理費」317万円は、一般事務に係る経費を計上しております。

2項「徴収費」221万4千円は徴収に係る経費を計上しております。

2款1項「後期高齢者医療広域連合納付金」

4款3,500万7千円は広域連合への保険料等の納付金でございます。

3款「諸支出金」は1項「償還金及び還付加算金」は70万7千円、2項「繰出金」は存目計上でございます。

4款「予備費」は100万円を計上いたしております。

以上が主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、「平成28年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書」を添付いたしておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第22号、平成28年度長与町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項におきまして、平成28年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ29億5,171万9千円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2,270万6千円といたしております。

この予算規模は前年度に比べて、保険事業勘定が1億9,656万2千円の7.1%増、介護サービス事業勘定が104万4千円の4.8%増となっております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

保険事業勘定の歳入でございます。

1款「保険料」は、第1号被保険者の保険料7億260万7千円を計上いたしております。

2款「使用料及び手数料」は督促手数料でございます。

3款「国庫支出金」1項「国庫負担金」は、介護給付費負担金5億3,758万7千円を、2項「国庫補助金」は、調整交付金、地域支援事業交付金を8,592万円計上しております。

4款「支払基金交付金」は、第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金を8億188万2千円計上いたしております。

5款「県支出金」1項「県負担金」は、介護給付費負担金を3億8,569万5千円、2項「県補助金」は、地域支援事業交付金を716万5千円計上しております。

6款「財産収入」は存目計上でございます。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、及びその他一般会計繰入金の他、平成27年度より創設されました、低所得者に対する保険料軽減措置分の公費負担分繰入金として、低所得者保険料軽減繰入金を加え、合計4億2,079万4千円を計上いたしております。

8款「繰越金」は、1,000万円を計上しております。

9款「諸収入」は、すべて存目計上でございます。

3ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款「総務費」1項「総務管理費」は1,204万6千円を計上いたしております。

2項「徴収費」は、介護保険料徴収嘱託員報酬のほか、納付書郵便料、コンビニ収納手数料等を含め、408万2千円を計上しております。

3項「介護認定審査会費」は、認定審査会、認定調査に係る経費を3,522万2千円計上しております。

4項「趣旨普及費」は、92万9千円計上しております。

5項「介護保険運営協議会費」は、36万2千円計上しております。

2款「保険給付費」1項「介護サービス等諸費」は、介護要支援及び要介護の認定を受けた方が利用するサービス費を支払う経費で、28億4,086万6千円計上いたしております。

3款「地域支援事業費」は、1項「介護予防事業費」として、2,300万円、2項「包括的支援事業・任意事業費」は2,200万円を計上いたしております。

4款「基金積立金」は、存目計上でございます。

5款「公債費」は、50万円計上いたしております。

6款「諸支出金」は、保険料還付金等で、71万1千円計上いたしております。

7款「予備費」は、1,200万円を計上しております。

次に、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

歳入でございます。

1款「サービス収入」1項「介護予防給付費収入」は、地域包括支援センターが行う要支援1、要支援2の方のケア・プラン作成の収入として、2,270万4千円計上いたしております。

2款「繰越金」及び3款「諸収入」につきましては、存目計上でございます。

次に、歳出でございます。

5ページをお開きください。

1款「事業費」1項「指定介護予防支援事業費」は、ケアマネージャーの報酬、居宅事業者へのケア・プラン作成委託料など2,270万6千円計上いたしております。

以上が主な内容でございます。

なお、説明資料として「平成28年度長与町介護保険特別会計予算に関する説明書」を添付しておりますので、ご参照をください。

次に、議案第23号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

平成28年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億4,371万8千円で事業の推進を図りたいと考えております。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

歳入の1款 国庫支出金、1項 国庫補助金としまして、高田南土地地区画整理事業費補助金は7,250万円を計上いたしております。

2款 県支出金、1項 県補助金ですが、高田南土地地区画整理補助金としていたしまして、1,500万円を計上いたしております。

3款 繰入金、1項 一般会計繰入金は3億5,421万4千円を計上いたしております。

4款 繰越金、1項 繰越金は、200万円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

1款 土木費、1項 都市計画費は3億4,254万3千円を計上いたしております。事業内容といたしましては、主に南東部補強土壁工事を予定いたしております。

2款 公債費、1項 公債費につきましては、起債償還金9,917万5千円を計上いたしております。

3款 予備費、1項予備費は200万円を計上いたしております。

以上が、平成28年度長崎都市計画事業 長与町土地地区画整理事業特別会計予算の主な内容でございます。

なお、議案のあとに説明書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、議案第24号、平成28年度長与町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条の「業務の予定量」としまして、平成28年度末「給水戸数」を1万5,684戸、「年間総給水量」を359万1,054立方メートル、「一日平均給水量」を9,839立方メートルと見込んでおります。

また、建設改良事業として1億4,190万円行う予定としております。

第3条の「収益的収入及び支出」の収入では、第1款 水道事業収益7億8,110万7千円を見込んでおります。

この主なものといたしまして、営業収益の7億511万6千円、主に水道料金6億7,494万4千円でございます。

営業外収益では7,598万1千円、主なものは長期前受金戻入7,523万円でございます。

支出では、第1款 水道事業費用6億8,876万9千円を予定いたしております。

主なものとしまして、営業費用の6億4,350万5千円でございます。

主な内訳としまして、水道施設等の維持管理等に関する費用として、原水及び浄水費、また減価償却費として4億6,014万3千円などを計上しております。

営業外費用では3,048万4千円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。

その他、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の「資本的収入及び支出」の収入では、第1款 資本的収入2,141万2千円を見込んでおります。

これは、分岐工事負担金及び町道三根山似田線水道管移転に伴う補償金でございます。

支出では、第1款 資本的支出4億5,246万1千円予定いたしております。

この主なものは、「高田地区配水管布設替工事」及び「三根・本川内地区導配水管布設工事」などの建設改良費3億1,140万5千円、及び企業債償還金1億3,905万6千円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,104万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,050万3千円、過年度分損益勘定留保資金5,978万円、当年度分損益勘定留保資金1億2,708万4千円、減債積立金1億3,905万6千円、及び建設改良積立金8,462万6千円で補てんする予定でございます。

2ページをお開き願います。

第5条の「一時借入金」につきましては、借入限度額を3億円としております。

第6条の「予定支出の各項の経費の金額の流用」につきましては、「営業費用」と「営業外費用」及び「特別損失」間において予算の流用を可能とすることを願います。

第7条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」につきましては、職員給与費1億2,576万4千円、及び交際費10万円を予定しております。

第8条の「たな卸資産購入限度額」につきましては、1,033万3千円を予定いたしております。

以上が、「平成28年度長与町水道事業会計予算」の主な内容でございます。

なお、議案のあとに「平成28年度長与町水道事業会計予算に関する説明書」を添付しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第25号、平成28年度長与町下水道事業会計予算について、提案理由をご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条の「業務の予定量」としまして、年度末「排水戸数」を15,629戸、「年間総排水量」を448万3,877立方メートル、「一日平均排水量」を1万2,285立方メートルと見込んでおります。

また、建設改良事業としまして、2億518万1千円を予定し、国庫補助対象事業と

して5,737万2千円行う予定としております。

第3条の「収益的収入及び支出」の収入では、第1款 下水道事業収益としまして、10億3,190万5千円を見込んでおります。

この主なものとしまして、営業収益の6億4,551万3千円、主に下水道使用料6億4,281万2千円でございます。

営業外収益では3億8,639万1千円、主なものは一般会計補助金1億6,500万円、及び長期前受金戻入2億2,064万5千円でございます。

支出では、第1款 下水道事業費9億8,618万9千円を予定しております。

主なものとしまして、営業費用の8億8,860万5千円でございます。

主な内訳としまして、下水道施設の維持管理等に関する費用として、管渠費、処理場費、また減価償却費として4億4,550万8千円などが計上しております。

営業外費用では、8,928万4千円を計上しており、主に企業債利息及び消費税等に要する費用となっております。

その他、特別損失、予備費を計上しております。

第4条の「資本的収入及び支出」の収入では、第1款 資本的収入1億2,077万8千円を見込んでおります。

内訳としましては、建設改良費への充当分として、企業債9,140万、国庫補助金2,868万7千円、または受益者負担金の69万1千円を見込んでおります。

支出では第1款 資本的支出4億3,798万8千円を予定いたしております。

内訳といたしまして、建設改良費2億734万1千円、企業債償還金2億2,964万7千円、その他、予備費の100万円でございます。

主な建設改良事業といたしまして、長与浄化センターの長寿命化計画及び耐震対策に係る実施設計業務、また污水管渠等の下水処理施設かかる管渠の改築・更新事業を行う予定といたしております。

以上により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,721万円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額1,222万5千円、過年度分損益勘定留保資金7,533万8千円、及び減債積立金2億2,964万7千円で補てんする予定といたしております。

第5条の「債務負担行為」につきましては、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金として、住民が借り入れた資金に対しまして、平成29年度から平成33年度までの期間に金融機関へ支払う利息相当額を限度額として、債務の負担を行う予定としております。

上記事業に伴い、借入資金に対する債務不履行時の損失補償としまして、借入金の償還期限到来後3カ月後経過した日から履行の日までの期間につき、元金及び遅延利息の合計額を減額とし、債務の負担行う予定としております。

2ページをお開き願います。

第6条 企業債の発行につきましては、建設改良費に伴う企業債として9,140万円を、証書発行により、年利率5%以内で借入を行う予定といたしました。

第7条の「一時借入金」につきましては、借入限度額を3億円としております。

第8条の「予定支出の各項の経費の金額の流用」につきましては、営業費用、営業外費用及び特別損失間において予算の流用を可能とすることを願います。

第9条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」につきましては、職員給与費7,371万3千円及び交際費10万円を予定しております。

第10条の「他会計からの補助金」につきましては、一般会計からの補助金として1億6,500万円の収入を予定しております。

これは企業債利息等の支出財源に充当する予定としております。

なお、議案のあとに「長与町下水道事業会計予算に関する説明書」を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これにて、本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

なお、13時15分より全員協議会を会議室で行いますので、議員の皆様方はお集まりください。